

# 経験者に聞く弁護士任官—Season2—

## 第2回 民事・家事調停官の実状

### 民事調停官の楽しみ

東京地方裁判所民事調停官・会員 牧野 剛 (68期)

#### 1 民事調停官になった経緯

私は、2021年10月から東京地方裁判所民事22部で民事調停官として執務しています。

実は、弁護士登録1年目から「非常勤裁判官」というものに興味がありました。修習時代から弁護士志望であったものの、民裁修習の楽しい思い出があったため、弁護士でありながら「裁判官」(役)をできるという制度が非常に魅力的に思えたためです。弁護士登録5年目を過ぎてから応募してみたところ、運良く東京地裁の民事調停官に着任することができました。

実際に東京地裁で執務してみると、雰囲気こそ修習時代に経験した裁判所のものなのですが、当然ながら調停を主宰した経験はなく、弁護士としての経験の浅い自らの責任で事件を処理しなければならないプレッシャーに当初は苦しみました。

#### 2 民事調停官としての執務内容

原則として、週に1回決まった曜日に執務しますが、臨時で他の曜日に執務することも多々あります。東京地裁民事22部では、民事調停官は、担当する事件全件に立ち会うこととされており、申立調停事件と職権付調停事件の多くが民事調停官に配転されています。担当する事件の類型としては、賃料増減額事件が比較的多いですが、IT、建築紛争、共有物分割など多岐にわたります。

職権付調停事件については、不調になれば訴訟手続に戻ることが想定されるため、調停手続のなかで必要な争点整理を行うことが多いことも東京地裁の民事調停官特有なのではないかと思っています。

さらに、本年3月からは、民事調停官が担当する調停事件も Teams で行うことが可能になり、私にも Teams

で調停手続を行っている事件があります。Teamsはウェブ会議システムを行う点にとどまらず、オンラインで連絡事項や書面を即座に共有できる点で非常に便利なツールであり、特に調停手続の場合は有用であるように感じます。今後は、民事調停も Teamsで行うことが主流になるのではないかと感じています。

#### 3 民事調停官の楽しみ

中立的な立場で当事者双方の主張に常に触れながら手続を進めると、常に一方当事者の代理人を務める弁護士からすれば、視点が大きく変わります。しかも、自らが当事者双方に促して争点整理を行うとなると、「裁判所の立場」に否応なく立たされることとなります。弁護士として執務している自分は裁判所にはこう見えているのだろうと思うことも多くなり、自身の過去の弁護士としての振る舞いを恥ずかしく思ったこともありました。

このように裁判所の立場で執務するなかで重要だと感じるのは、いかに公平に手続を進めるかということです。例えば、調停手続のなかで、一方当事者の主張が不十分であったり、重要な点に触れていない場合に、どこまで積極的釈明をして良いものかはよく悩むポイントです。一方で、代理人の心理を想像し、あり得る着地点を考えながら、自らの判断で事件を解決に導くことができることは、弁護士とはまた違う喜びを感じることができます。

弁護士でありながら「裁判官」(役)をできる、ということは、想像していた以上に楽しく、非常に貴重な経験をさせていただいていると感じています。会員の皆様も、興味がありましたら、手を挙げてみてはどうでしょうか。

# 家事調停官を経験して

元東京家庭裁判所家事調停官・会員 水谷 江利 (62 期)

## 1 はじめに

私は、2020年10月から2022年9月までの2年間、東京家庭裁判所家事3部での調停官を務めました。

任官は、2015年に独立開業してちょうど5年がたったときのことでした。家事事件のご依頼も多く、手続代理人としての立場からみる業務を、裁判所側から経験し、今後の業務につなげていきたいというのが（本来の弁護士任官の趣旨とは異なるかもしれませんが、率直な）志願動機でした。

応募にあたっては、所属の委員会でお世話になっている方々から推薦状をいただくなどし、ご協力をいただきました。

## 2 東京家庭裁判所での業務

2年間、毎週火曜日に午前9時ころ登庁し、概ね午後5時過ぎころまでの勤務をしました。週1回とはいえ、職業裁判官、書記官の方々と緊密に連携しながら仕事をするようになります。

当初は家事2部への配属でしたが、その時点での代理人としての業務が同部に複数あったことから、家事3部へ配転替えをしていただきました。直接の利益相反にあたるものではないながら、2年間は、代理人業務を家事3部に係属することを控えていただくよう裁判所に上申し、それでも回避できないものは、事務所の他の弁護士に対応してもらうなどしました。

当時の家事3部は、東京家庭裁判所の所長代行まで務められた細矢郁裁判官を部長とする部でした。事案処理において厳しくも的確なご指導をいただくこともあり、私にとっては願ってもない機会となりました。

担当するのは、主に夫婦関係調整調停事件、婚姻

費用分担／養育費調停、面会交流調停事件、その他の一般調停事件等で、監護者指定、子の引渡しの事件は基本的に調停官には配転されません。日々の調停対応のほか、特に婚姻費用、養育費については、調停に代わる審判の審判書までは調停官限りで作成することになります。正式に審判に移行する段階では、職業裁判官にバトンタッチせざるを得なくなるわけですが、東京家裁に係属する家事事件が増大している中では心苦しい思いもありました。特に婚姻費用等の早期の解決が求められ、金額での割り出しが可能な事案においては、調停官限りで合理的解決を図り紛争の長期化を防ぐというところも、重要な使命であったように認識しています。

同様の観点で、調停対応においても、できる限り調停委員の方々と連携し、評議の機会を多く設け、ある程度の段階で調停条項案を準備するなどして当事者の合意の形成を促進するように努めていました。

## 3 調停官を終えて

2年を終える頃、顧問先への常駐依頼があったこともあり、事務所運営の観点から、任期は更新せず1期限りで終了することとしました。

その後も、東京家裁に来庁すると、当時お世話になった調停委員の方々や、書記官の方々からは「あっ、水谷さん、こんにちは」とお声がけいただくことが増え、当時ともにお仕事をさせていただいたことのありがたみを感じています。

今後、家事法制が変わる節目で、もし機会があるのであれば、再び任官し手続運用の現場に触れることができたらよいと思っています。

弁護士任官推進委員会  
からのお知らせ

関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催で、以下の通り、弁護士任官制度についての説明会を実施いたします。ご興味のある方は是非ご参加ください。

### 「第32回弁護士任官に関する説明会」

日時：2024年10月11日(金) 午後3時～5時 場所：10階1003会議室

※参加を希望される方は、総務課（03-3581-2204）までご連絡ください。